

知っていますか？  
岡山市の自転車条例



自転車を  
安全に正しく  
利用しましょう

自転車は車のなかま

ルールを守って安全運転



岡山市  
OKAYAMA CITY



知っていますか？

# 岡山市の自転車条例

(岡山市自転車の安全で適正な利用を促進するための条例)

自転車は、自動車と同じ車両です。交通ルールを守らなければ取り締まりの対象となることはもちろん、事故にあう危険性も、事故の加害者となる可能性も大いにあります。令和3年4月1日に施行された自転車条例の内容を確認して、自転車の利用の仕方を見直しましょう。

## 1 自転車損害賠償保険への加入義務化！

ポイント！

事故を起こして相手にけがを負わせた場合、**高額賠償責任**が発生するケースもあります。自転車を利用する方は、自転車で事故を起こした際の損害を賠償できるよう、**自転車損害賠償責任保険等**へ加入しなければなりません。



高額賠償を命じられた判決例

賠償額 **9,521万円**

11歳男子が夜間、女性歩行者と正面衝突し、女性は頭蓋骨骨折等、意識不明の状態に。監督責任を負う保護者に賠償命令。(平成25年/神戸地裁)

＼ 岡山市内で自転車を利用するすべての方が対象です ／

また、以下のような立場の方も確認が必要です。

事業者

就業中の**従業者に自転車を利用させるとき**は、保険等に加入しなければなりません。また、**自転車通勤者に加入の確認**をするよう努めなければなりません。

保護者

**未成年者**が自転車利用をする場合、保護者は保険等に加入しなければなりません。

自転車  
小売業者

購入者に対して**保険等の加入の確認**と**情報提供**をするよう努めなければなりません。

自転車  
貸出業者

保険等に加入しなければなりません。

なるほど～



詳しくはHPをチェック！

岡山市 自転車条例 検索



## 2 子どものヘルメットの着用義務化！

ポイント！

自転車での死亡事故のうち、5割以上は頭部のケガによるものです。特に子どもは体に対して頭部が大きく、転倒時に頭部を打つリスクが高くなります。

- 小学生までの子どもがひとりで自転車に乗るときには、ヘルメットを着用させなければなりません。
- 幼児用座席に幼児を乗せるときには、ヘルメットを着用させなければなりません。

保護者の義務となります！



岡山市交通安全キャラクター まもち

## 3 点検・整備を忘れずに

- ① ブレーキはきちんとききますか？
- ② タイヤに空気は入っていますか？
- ③ 反射材・ライトは光りますか？
- ④ 車体に不具合はありませんか？
- ⑤ ベルはきちんと鳴りますか？

## 4 こんなところも注意が必要！ 自転車の利用の仕方

- ① 通行の邪魔になるところや、点字ブロックの近くに駐車してはいけません。
- ② 自転車の2か所にカギを付けたり、カゴにぴったり防止のカバーを付けたりして、防犯対策をしましょう。

## 道路交通法では、以下の行為等が違反になります

代表的な違反行為を紹介します。自動車でも違反となる行為は、基本的に自転車でも違反です。

### 5万円以下の罰金



傘差し



大音量でイヤホン等を使い  
音楽等を聴きながら

### 2万円以下の罰金又は料料



並進



二人乗り

危険行為の例（繰り返した場合は講習の受講命令があります）

### 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金



信号無視



遮断踏切  
立入り



指定場所  
一時不停止等



通行禁止  
違反



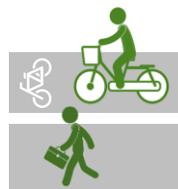
安全運転  
義務違反



通行区分違反

車道や路側帯を通行する  
場合は左側を通行しな  
ければ違反となります。

### 2万円以下の 罰金又は料料



歩道通行時の  
通行方法違反

車道を通行するのが原則  
であり、歩道は歩行者が  
優先です。自転車が歩道  
を通行する場合は車道寄  
りの部分を通行する等の  
ルールがあります。

酒気帯び運転

3年以下の懲役又は  
50万円以下の罰金



酒酔い運転

5年以下の懲役又は  
100万円以下の罰金

6月以下の懲役又は  
10万円以下の罰金



スマートフォンを手に持って  
通話・画面を注視

5万円以下の罰金



ブレーキ不良自転車運転

# 自転車安全利用五則を 守りましょう

## 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

次の場合は、例外的に歩道を通行することができます。

- 歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識や標示があるとき
- 13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者や身体の不自由な方が普通自転車を運転しているとき
- 普通自転車の通行の安全を確保するためにやむを得ないと認められるとき  
※歩道を通行するときは、歩行者優先で車道寄りを徐行しましょう。



「普通自転車歩道通行可」の標識

## 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

交差点は自転車の交通事故が発生しやすいところです。  
安全確認を十分に行ってから進行しましょう。

とまってな!



## 3 夜間はライトを点灯

夜間はライトを点けなければなりません。  
自分の存在を周囲に知らせて事故を防ぐためにも、  
早めにライトを点灯しましょう。



き〜つけてな〜



## 4 飲酒運転は禁止

お酒を飲んだときは、自転車に乗ってはいけません。

## 5 ヘルメットを着用

自転車乗用中の交通事故の被害軽減には、頭部を守ることがとても重要です。  
自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう。

道路交通法の一部改正により、全ての自転車利用者に、**乗車用ヘルメットの着用が努力義務化**されました。(令和5年4月1日施行)

# もしも事故を起こしてしまったら

自転車で事故を起こした運転者の義務は次のとおりです。

- ・負傷者を助け、保護しなければならない救護措置義務
- ・道路上の危険を防がなければならない危険防止措置義務
- ・警察へ報告しなければならない報告義務

上記の措置をしないで現場から立ち去ると  
「ひき逃げ」などになり、厳しい罰則を受けることもあります。

お問い合わせ先

岡山市 生活安全課 交通安全防犯室  
Tel : 086-803-1106 / FAX : 086-803-1724